

小金井市立公園体験活動支援委託プロポーザル審査基準

I 審査基準

1 業務の視点について

小金井みんなの公園プロジェクト「play here」の趣旨及び「社会的処方」の考え方を十分理解したうえで、ビオトープづくりを通じた地域コミュニティの醸成及び地域共生社会の実現に資する提案をしているか。

2 業務の内容について

- (1) 業務目的を達成するための支援内容が明確であり、本事業の成果を高める、有効な手法等が分かりやすく企画・提案されているか。
- (2) 子どもの意見、発想及びイメージを引き出す有効な工夫が見られ、かつ実現性があるか。
- (3) 子どもワークショップで出た意見や発想をビオトープづくりに反映させる具体的な提案がされているか。
- (4) 子ども同士、子どもと学生、子どもと地域の大人が、協力し合いながら交流できる地域コミュニティの形成について、具体的かつわかりやすい提案がされているか。
- (5) 本事業を通じて地域コミュニティの醸成や共生社会の実現を図るための効果的な情報発信手法について、具体的に提案されているか。

3 業務スケジュールについて

本事業の目的を達成するため、事業全体のスケジュール及び事業の進め方・工程管理は、無理はなく、合理的かつ具体的に設定されているか。

4 業務実績について

子どもが利用する公園・広場・施設の活用支援等（市民等参加のワークショップ運営を含んでいる業務）の受託実績は適当か。

5 業務体制について

本事業を実施する上で必要な専門的な知識及び経験等を有する人材を適切に配置し、業務内容及び業務スケジュールを効果的・効率的に推進できる業務推進体制であるか。また、業務責任者等に不測の事態が生じた場合のフォロー体制が適切であるか。

6 プレゼンテーションについて

業務責任者及び主担当者は豊富な知識を有し、計画提案書の内容を分かりやすく説明し、質問に対して的確かつ明瞭に答えているか。また、本事業に対する意欲及び熱意があるか。

7 見積額について

提案内容に対してコストパフォーマンスは優れているか。

II 審査評価方法

1 第1次審査

提出された企画提案書等を対象に審査し、得点が高い順に上位3事業者を第1次審査通過とします。ただし、応募事業者が3者以下であった場合は、第1次審査は行わないものとし、第2次審査において、企画提案書等についても併せて審査することとします。

2 第2次審査

第1次審査で選考された者の中から、別途実施するプレゼンテーションについて、業者選定審査基準によって判定を行い、その総合点数により候補者を決定します。

III 審査項目

別紙「プロポーザル評点票」のとおりとします。

IV 評価基準・評価点数

審査項目に対する評価基準及び評価点数は、以下のとおりとします。

評価点数	評価基準	説明
5	特に優れている	当該要素について、評価できるもののうち、特にそれが顕著な水準である。
4	優れている	当該要素について、評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。
3	ふつう	当該要素について、被評定者に要求したレベルをほぼ満たしており、特に支障のない水準である。
2	やや劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、時には支障をきたす恐れがある水準である。
1	劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、頻繁に支障をきたす恐れがある水準である。

V 判定

各審査項目の評価点数は、評価基準によって判定を行い、その総合点数で判定します。

VI 候補者の選定

委員長を含む各委員が評点票により審査し、委員全員の総合点数を集計した最上位者を候補者に、次点の者を次点者として選定します。

ただし、最上位者の総合点数から、当該事業の内容に適合した履行がされないおそれがあると選考委員会が判断した場合は、いずれの候補者も選定しないことができるものとします。

VII 企画提案にあたっての留意事項

- 1 提出後の企画提案書等の追加及び修正は認めないものとします。
- 2 参加者提出資料が次のいずれかに該当する場合、当該参加者提出資料を無効とします。
 - (1) 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの
 - (2) 虚偽の内容が記載されているもの
 - (3) 記載すべき事項の全部又は一部（ただし、重要な部分に限る。）が記載されていないもの
 - (4) 見積書の通貨が日本円で記載されていないもの
 - (5) その他、設定した条件を満たしていない場合